

済生会川内病院 院内保育所整備事業に伴う  
用力盛替、建物解体・移設、更地化工事  
要求仕様書

2016年12月22日

社会福祉法人 恩賜 済生会川内病院  
財団

## 1 工事名称

済生会川内病院 院内保育所整備事業に伴う用力盛替、建物・移設解体、更地化工事

## 2 工事場所

鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号

済生会川内病院敷地内（別紙第1 工事対象範囲）

## 3 適用範囲

本仕様書は、済生会川内病院敷地内に現存する南棟、旧隔離棟及び隣接する病院車庫の解体・移設、渡り廊下の建物解体、撤去、更地化（整地）を実施する工事に適用する。

また、建物に係る各種設備、用力・電気等及び井水浄化設備用井戸配管の盛替工事にも適用する。

## 4 工事概要

### (1) 工事範囲

工事範囲は、別紙第1の工事対象範囲とし以下の内容の工事を行う。

- ア 建築物本体の解体・撤去工事
- イ 病院車庫解体・移設工事
- ウ 給水・排水設備関連に係る解体・撤去工事
- エ 電気設備関連に係る解体・撤去工事（弱電設備を含む。）
- オ 消防設備に係る解体・撤去工事
- カ 井水浄化設備用井戸配管の盛替工事
- キ 未使用井戸設備の撤去、埋め戻し工事
- ク 廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の運搬・処分
- ケ 建物撤去後の更地化（整地）工事
- コ その他設備等

※その他設備等とは、建物に付随する機器類で、既存建物を使用していた際に運用していた全ての設備。（汚水槽、雨水設備、側溝、ガス設備、温水器、塀、植木等）

### (2) 対象建物の面積と構造

- |        |                       |         |      |
|--------|-----------------------|---------|------|
| ア 南棟   | 603.50 m <sup>2</sup> | RC造2F建、 | 直接基礎 |
| イ 旧隔離棟 | 496.86 m <sup>2</sup> | RC造平屋建、 | 直接基礎 |
| ウ 渡り廊下 | 42.27 m <sup>2</sup>  | S造平屋建、  | 直接基礎 |
| エ 病院車庫 | 105.00 m <sup>2</sup> | S造平屋建、  | 直接基礎 |

## 5 施工条件

### (1) 支給品

工事に必要な電力、市水、現場事務所、資材置き場及び駐車場は原則、請負者負担とする。

### (2) 仮設工事及び警備員

仮囲い及び警備員は請負者負担で設置・配備すること

### (3) 安全、衛生及び環境管理

ア 騒音規制法、振動規制法及び公害防止法等に関する条例等を遵守し施工すること

イ 建設副産物は関係法令に基づき適正に処理すること

ウ 作業時間は原則、平日の8:00~17:00とし、残業・休日作業を行う場合は、病院側の許可を受けて実施すること

エ 工事着手前に近隣への挨拶、説明を病院と請負会社とで実施すること

## 6 工事一般共通事項

### (1) 工事請負会社は、以下の資格を取得していること

ア 特定建設業許可（建設工事業、土木工事業、電気工事業及び管工事業）

イ 石綿作業主任者

ウ 土壌汚染調査技術管理者

### (2) 本工事は、本仕様書の内容に基づき施工すること。特段の指示なき事項に関しては、以下の標準作業仕様書の内容に準拠し施工すること

ア 国土交通省「公共建築工事標準仕様書」

イ 国土交通大臣官房官庁営繕部「建築物解体工事共通仕様書」

### (3) 以下の関連諸法令及び基準に従い正しく施工すること

ア 建築基準法

イ 消防法

ウ 事業用電気通信設備規則

エ 電気設備技術基準

オ 土壌汚染対策法

カ 産業廃棄物処理法

キ 建設リサイクル法

ク その他関連法令及び条例

### (4) 本工事において必要のある届出・申請手続きは速やかに完了すること また、申請に必要な費用は全て請負者の負担とする。

### (5) 本工事による発生材は、産業廃棄物処理法及び建設リサイクル法の関係法令を遵守し、適正に処理すること

- (6) 本工事で使用する機械器具・材料は全て良質完全なもので、関連各規格（JIS, JEC, JEM 等）に適合し、かつ電気用品安全法により型式認可等が必要なものは認可済みのものとする

## 7 施工要領等の事前確認

工事に必要な以下の書類を作成・提出し、病院側の確認を受けた上で工事に着手すること

- (1) 施工計画書
- (2) 施工図面
- (3) 各種試験成績書
- (4) その他必要と認められる資料

## 8 提出図書

以下の完成図書を提出すること

尚、提出媒体は、ハードコピー及びソフトコピー等にて提出すること

- (1) 竣工図
- (2) 工事写真（竣工前・竣工中・竣工後の写真）
- (3) 検査仕様書・成績書
- (4) その他、病院との間で合意した別途定める内容

## 9 用力盛替工事特記仕様事項

### (1) 南棟

ア 電源、通信（TV、LAN、放送、自火報及び電話）、市水、消火栓、空調用配管、汚水配管及び都市ガス等の撤去を行うこと

イ 電源は、旧管理棟より供給されているので、旧管理棟のキュービクル内にて離線及び処理を行うこと（遮断器の2次側）

ウ 通信線は、既存の設備に影響がないように、旧管理棟側にて切り離し後仕舞を行うこと

エ 給水（市水）配管は、旧管理棟側にて切り離し、後仕舞をすること

オ 空調用配管（冷温水配管）撤去は、南棟の建物へ入る直近で切り離し後仕舞を行うこと

カ 消防設備について

(ア) 屋内消火栓の配管は、旧管理棟にて切り離し後仕舞を行うこと

(イ) 火災感知器や消防設備に係る配線類は、旧管理棟の副火災受信器に警報が発生しないように配線の撤去及び後仕舞を行うこと

(ウ) 旧管理棟の消防設備は、現存設備であるため、既存設備に影響が出ないように対応すること

(2) 旧隔離棟

- ア 電源の引き込み配線を撤去すること
- イ 水道配管は、市との責任分界点以降（病院側）にて撤去すること
- ウ ガス設備は、メーター及び2次側配管も撤去すること

(3) 渡り廊下

渡り廊下の屋根には、旧管理棟から南棟へ通信配線が敷設してあるので、屋根本体の解体前に処理を行うこと

(4) 井水浄化設備用井戸配管（既存の配管ルートは、別紙第2参照）

南棟の解体に伴い、井戸から井水浄化設備に供給されている井水配管の移設が必要となる。

尚、工事内容は以下の要領で実施する。

- ア 南棟解体前に仮設配管を敷設し、井水浄化設備が運転可能な状態にすること
- イ 南棟解体が完了後、仮設配管から正式配管を施工する方法とすること
- ウ 配管のやり直し範囲は、井戸吐出部（地上）から埋設配管部分までの間の配管とする。

尚、この工事に関しては、井水浄化設備の委託業務契約会社と調整を行い実施すること

(5) 井戸設備（未使用井戸）

南棟の脇（南側）にある井戸は、解体・撤去・埋め戻しを行うこと

10 土壌汚染状況調査工事特記仕様

(1) 工事概要

- ア 調査範囲  
別紙第1の工事対象範囲のとおり
- イ その他  
本土壌汚染調査により汚染物質が発見された場合には、汚染物質除去に関する参考金額を見積もり提示すること

(2) 工事内容

- ア 土壌汚染の有無を確認する目的で土壌汚染状況調査を実施すること
- イ 土壌汚染状況調査は、解体工事における形質変更が3,000 m<sup>2</sup>未満の場合でも、解体工事後に建設する保育所の運用における健康被害リスクを無くすため、自主調査の位置づけで土壌汚染状況調査を実施すること
- ウ 土壌汚染状況調査を受託する者は、指定機関の登録を受けていること
- エ 土壌汚染状況調査は、土壌汚染調査技術管理者の管理の下、実施すること  
尚、技術管理者は過去1年以内に土壌汚染対策法に基づく調査実績を

有する者であること

## 11 アスベスト調査工事特記仕様

### (1) 工事概要

#### ア 調査範囲

南棟と旧隔離棟とする。

#### イ その他

本調査によりアスベスト建材の使用が確認された場合には、アスベスト除去工事に関する参考金額を見積もり提示すること

### (2) 法令の遵守

本仕様書に記載されていない事項は、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」等、関連法令等に基づき実施すること

### (3) 工事内容

#### ア アスベスト調査

対策等を必要とするアスベスト建材が使用されうる箇所の調査・分析を行い、含有有無を明らかにすること

#### イ 業務内容

##### (ア) 図面調査

##### (イ) 現地調査

##### (ウ) 試料調査 (JISA1481 に基づく採取)

##### (エ) 分析 (位相差顕微鏡及びX線解析装置による定量分析)

※受託者は、建築物石綿含有材調査者講習を修了した者、又はアスベスト診断士の資格を有する者とする

## 12 解体工事特記仕様

### (1) 工事概要

#### ア 工事範囲

別紙第1の工事対象範囲のとおり

#### イ 工事対象建物・面積

第4項(2)のとおり

### (2) 共通仕様

ア 仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」及び「建設副産物適正処理推進要綱」による。

イ 工事にあたっては、最大限、近隣住民や通行人に対する安全確保に配

慮すること

- ウ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法及び振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じること
- エ 施工計画書の作成にあたっては、事故防止を図るため、関係する法令及び指針等を遵守すること
- オ 解体対象物の構造及び立地条件等を事前に十分調査、把握し、事故防止に十分配慮した解体工法及び解体手順等を決定すること
- カ 基礎部の解体は、GLより地下1mまでの範囲とすること  
(原則、杭の撤去は行わないが、次期保育所建設に影響が出そうな場合は、対象の杭は撤去すること)
- キ 建物周辺の汚水桝及び雨水桝は、既存建物に影響がないものは、解体、撤去及び埋め戻しを行うこと
- ク 敷地境界のブロック塀と樹木は全て撤去すること
- ケ 建物周辺の側溝は、既存に影響がないエリアは全て撤去すること

### 13 病院車車庫の移設工事仕様

既存の車庫を解体後、福祉棟の南側に移設する工事を行う。

(移設先は、別紙第3参照)

工事内容は以下のとおり。

- (1) 解体した材料は、極力流用すること
- (2) 移設先の床は、既存のままとし、白線の引き直しと、車止めのやり直しを行うこと(予定駐車車両及び台数は、救急車及び病院車2台を予定する。)

### 14 更地化(整地)工事特記仕様

対象範囲の建物解体工事完了後、更地化(整地)を行う。

工事内容は以下のとおり。

- (1) 建物跡地は、周辺の建物と同等のレベルまで埋め戻しを行うこと
- (2) 埋め戻しは、発生土で埋め戻しを行い、最上部は砕石や砂利などを敷き詰めて転圧を行うこと
- (3) 特に園庭予定エリアは、芝の植え込み及び水はけ等を考慮した整地を行うこと  
※園庭予定エリアとは、別紙第1の工事対象範囲の南棟建物上部を予定

### 15 その他

- (1) 旧管理棟側の壁の後仕舞について

旧管理棟より南棟に供給されていた配線及び配管を撤去した壁部は、風雨により、雨漏れが無いよう後仕舞を行うこと

(2) 表示類の実施について

配線や配管等用力の盛替を実施した場合、旧管理棟側にて、その配線、配管に撤去前の使用箇所（設備名称）や系統など、また、撤去日などを表示すること

表示方法は、荷札に記入や点検項に詳細を記載するなど、後々の管理で調査を行う必要が無いように表示、記載しておくこと

(3) アスファルト部の後仕舞について

配管撤去・盛替工事などで、アスファルト部を掘削した場合は、アスファルトにて補修し元の状態に戻すこと